

令和 3 年 6 月 11 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K13606

研究課題名（和文）教育支出に対する課税上の不利益の解消と社会人の学び直し

研究課題名（英文）Mitigating tax disadvantages on education expenditure for re-learning

研究代表者

西岡 彩（橋本彩）（Hashimoto, Aya）

信州大学・学術研究院社会科学系・准教授

研究者番号：70778828

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：教育や技能習得は、知的好奇心を満足させる消費としての側面と、所得獲得能力（human capital、人的資本）を向上させる投資としての側面とを有する。本研究では、国における教育支出に対する課税の取扱いと我が国における取扱いの対比から、教育支出に対する課税の再検討を行い、教育支出に対する課税として人的資本の考え方を採り入れる提案がされていることを指摘したうえで、税額控除や所得控除を利用して教育支出の控除を行うという課税上の取扱いを考慮することも必要だということを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代の急速に変化する経済社会では、学校卒業後も生涯にわたって学び続け、必要とされる知識や技能を新たに身に付けていくという、社会人の学び直しが求められている一方で、所得課税が教育や技能習得に対して課税上不利益な取扱いを行っていることにより、行動が阻害されていると考えられる。human capitalを向上させる教育について、投資としての側面を課税上に反映させることにより、物に対する投資よりも不利益な所得税制上の取扱いを緩和することができるはずである。これにより、人が能力を高める行為に対する税負担が公平かつ中立的なものとなり、積極的な社会人の学び直しにつながる事が期待できる。

研究成果の概要（英文）：Education has an aspect as consumption that satisfies curiosity and an aspect as investment that improves human capital. In this study, I point out that the idea of human capital should be incorporated into the taxation on education expenditure from the comparison between the treatment of taxation on education expenditure in U.S.A. and the treatment in Japan. I also indicated that it is necessary to consider the tax treatment of deducting educational expenses by using tax credits and deductions.

研究分野：租税法

キーワード：教育支出 費用控除 非課税 人的資本

## 1. 研究開始当初の背景

現代の急速に変化する経済社会では、学校卒業後も生涯にわたって学び続け、必要とされる知識や技能を新たに身に付けていくという、社会人の学び直しが求められている。しかし、我が国の現状は、25歳以上の大学入学者の割合が約2%と、OECD諸国の平均(約20%)と比べて極端に低くなっている(教育再生実行会議「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(第六次提言参考資料)」(平成27年3月4日)グラフ参照)。社会人の学び直しが少ない要因の1つとして、所得課税が教育や技能習得に対して課税上不利益な取扱いを行っていることにより、行動が阻害されていることが考えられる。

教育や技能習得は、知的好奇心を満足させる消費としての側面と、所得獲得能力(human capital、人的資本)を向上させる投資としての側面とを有する。これまで我が国の所得課税において、教育や技能習得に関する支出は、知的好奇心を満足させる消費として課税対象とされてきた。大学院の授業料の必要経費控除を認めなかった裁判例にみられるように、教育や技能習得に関する支出は、消費とされてきたため事業上の必要経費にあらず、費用としての控除が認められない。一方で、所得獲得活動を行うために必要とされる、事業者による機械設備を取得するための支出は、事業上の必要経費として控除することが認められている。人に対する投資と物に対する投資とを比較すると、課税上の取扱いの非対称性は明らかである。我が国の所得課税は、教育や技能習得を通じたhuman capitalの取得を、物の生産活動と比して、不利に扱っている。

これに対して米国では、教育によるhuman capitalに対する投資を、事業者による機械設備等の物に対する投資と同様に取り扱おうとする。教育が所得獲得活動を行うために必要な投資としての側面を有することを課税上も注視し、所得獲得のための教育支出の費用控除も認めることにより、人に対する投資と物に対する投資に対してより中立的な取扱いを行っている。

我が国においても、human capitalを向上させる教育について、投資としての側面を課税上に反映させることにより、物に対する投資よりも不利益な所得税制上の取扱いを解消または緩和することができるはずである。これにより、人が能力を高める行為に対する税負担が公平かつ中立的なものとなり、積極的な社会人の学び直しにつながることを期待した。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、教育により取得する所得獲得能力を反映した所得課税を行うことにより、人が能力を高める行為に対する公平かつ中立的な税制を実現し、生涯にわたる社会人の学び直しの促進を税制面から支援することである。我が国では、教育のような人に対する投資は物に対する投資よりも不利益な取扱いを受けており、所得税制が学び直しを阻害していると考えられる。教育に関する支出は、我が国では課税対象であるのに対して、米国では所得獲得活動を行うために必要な投資として、費用控除が認められる。そこで、本研究は、米国の税制との比較を通じて、教育や技能習得に対する我が国の所得課税上の不利益な取扱いを解消または緩和することで、生涯学習を阻害する要因を取り除き、社会人の学び直しを促進することを目指す。

## 3. 研究の方法

研究の方法として、まず、我が国の判例において、教育や技能習得に関する支出がどのように取り扱われているのかを文献調査の方法によりリサーチした。それとともに、我が国での学説を調べつつ、さらに米国での判例や学説についても、同様に主として文献調査の方法によりリサーチを行った。また、国内および国外において、研究テーマに関連する研究会や学会に参加し、他の研究者や実務家と意見交換を行うことで、研究の深化を図った。

なお、研究期間中に産前産後休業および育児休業を取得し、研究に専念できない期間があったため、研究期間を当初より1年延長している。

## 4. 研究成果

### (1) 我が国における教育支出の取扱い

我が国において高等教育の支出の費用控除が問題となる場面として、必要経費としての控除の可能性、特定支出控除制度の適用可能性を検討した。

我が国では、この問題を取り扱った裁判例・裁判例は多くないが、大学院の授業料を事業所得の必要経費として控除することを認めなかった裁判例(国税不服審判所裁判平成15年10月27

日裁決事例集 66 巻 120 頁、国税不服審判所裁決平成 13 年 9 月 27 日裁決事例集未登載、国税不服審判所裁決平成 29 年 12 月 5 日裁決事例集未登載) が挙げられる。この裁決例にみられるように、我が国では、教育を受けることが消費主体としての活動であり、所得に算入されるべきであると評価される傾向にある。また、特定支出控除制度の利用による教育支出の控除が認められる範囲は、必要経費として控除が認められる範囲と異なる部分があることも明確に指摘した。

また、非課税の取扱いに関するものとして、教育支出により受ける利益が非課税とならないと判断した裁判例(東京地判昭和 44 年 12 月 25 日行集 20 巻 12 号 1757 頁)に考察を加え、ここでも費用控除の場面と同様に、我が国において教育を受けることは消費主体としての活動であるとみられており、教育支出を所得から差し引くことに消極的であることを明らかにした。

## (2) 米国における取扱い

米国では、教育支出の費用としての控除につき、米国内国歳入法典(Internal Revenue Code、以下では I.R.C. という。特に断りのない限り、1986 年法である。) 162 条および財務省規則 1.162-5 により一定の基準が示されている。さらに、human capital に対する理想的な課税上の取扱いに関する議論があり、教育支出を資産として計上し、人的資本を用いて収益を獲得する一定の期間にわたって償却するといった方法が提案されている。加えて、教育支出に関する課税について、理論的な課税から離れて、租税政策の観点からの検討を試みた。具体的には、米国所得税法における奨学金等の教育に関連して受ける利益の非課税、将来の教育資金のために投資した貯蓄口座等での運用益の非課税、高等教育の授業料等の税額控除や所得控除についても整理を行った。

教育支出の費用としての控除については、教育支出が私的費用、事業費用、資本的支出の 3 つの性質を有する支出に分類されていることを念頭に置いたうえで、内国歳入法典 162 条および財務省規則 1.162-5 によって形成されてきた、教育支出の費用控除の基準を、米国で形成されてきた裁判例を踏まえて詳細に検討した。財務省規則 1.162-5 を規定するに至る契機となった裁判例を概観し、教育支出の費用控除の基準を形作る判例法の蓄積を、財務省規則を手掛かりとして整理している。そのうえで、能力維持基準および使用者指示基準と称される基準は、教育支出が事業費用の性質を有するか私的費用の性質を有するかを決定するための基準となっており、初心者水準教育基準およびキャリアアップ教育基準と称される基準は、教育支出が直ちに控除できる事業費用の性質を有するか資本的支出の性質を有するかを決定するための基準となっていることを明確にした。さらに、教育支出の費用控除の基準が、教育以外の支出の費用控除の基準と異なる部分があり、資本的支出の性質を有する教育支出の控除を否定している点が批判されていることに言及した。

human capital に対する理想的な課税上の取扱いに関する議論については、教育支出の資産化の提案について考察を行った。人的資本の発想に基づいて理想的な所得課税を実現しようとする観点から、教育支出を資本的支出として取り扱う場合の問題として、控除されるべき教育支出の範囲、教育支出と対応する所得、教育支出の償却方法に関する議論を検討した。教育支出の資産化における最大の問題は、教育支出と収益との個別的な対応関係を明確にできないと考えられる点である。しかし、物的資産の償却を行う場合も、法定された概算的な耐用年数に基づいて償却を行っており、厳密な期間対応を求めているわけではない。教育支出においても、教育によって得た能力を発揮して稼得する所得に応じて、概算的に平均余命あるいは 65 歳までの労働できる期間にわたる償却が認められることが望ましいと考える

さらに、内国歳入法典 25 条 A に規定される Hope 奨学金税額控除(アメリカ機会税額控除)および生涯学習税額控除、内国歳入法典 222 条に規定される所得控除を紹介し、検討した。教育支出の税額控除および所得控除が米国所得税法において設けられた背景として、物的資本への投資と人的資本への投資との対比が意識されていること、給付付き税額控除とされることで逆進性への対応がとられていることを特徴としてあげた。また、教育支出により受ける利益が非課税とされることが条文上明確にされている場合として、内国歳入法典 117 条による奨学金の非課税や内国歳入法典 127 条による使用者の教育支援の非課税、内国歳入法典 108(f)条による奨学金の返還免除の非課税についても紹介した。

## (3) 米国と我が国との取扱いを比較して

米国における教育支出に対する課税の取扱いと我が国における取扱いの対比から、教育支出に対する課税の再検討を行った。その帰結として、事業を遂行するために必要とされる教育支出について、我が国の税法においても必要経費控除が認められる余地がある。特定支出控除制度においては、必要経費控除とは対照的に教育支出の控除が認められる範囲が拡張されており、事業所得者における必要経費の範囲との対比において、検討が必要である。

また、米国所得税法における奨学金等の教育に関連して受ける利益の非課税、将来の教育資金のために投資した貯蓄口座等での運用益の非課税、高等教育の授業料等の税額控除や所得控除を取り上げ、我が国における教育支出に関連する特定支出控除、学資金の非課税、勤労学生控除や特定扶養控除等との比較を行った。我が国における高等教育の支出に対する課税において、資金の拠出者の想定など十分とはいえない点が多いことを明らかにした。

さらに、教育支出に対する課税として人的資本の考え方を採り入れる提案が米国でされてい

ることをうけ、費用控除によるだけでなく、税額控除や所得控除を利用した教育支出の控除を行うという課税上の取扱いを考慮することも可能だと考える。わが国では、教育支出に対する必要経費控除がほとんど認められておらず、特定支出控除による教育支出の控除は広く認められるが、特定支出控除を利用できる納税者はかなり限定される。教育支出の資産化も、現在は認められていない。そこで、米国で採用されているような税額控除制度を特別措置として設けることを、1つの対応として提案したい。租税政策上の配慮として、米国の制度のように、教育支出の費用性を判断することなく画一的に控除の可否を判断し、また高等教育を受ける本人のみならず納税者の扶養者や配偶者に控除を認めることで、これからますます高くなることが予想される高等教育の支出の負担を軽減することができる。また、税額控除を利用できる納税者を所得によって制限すれば、特に教育支出の負担感が重い、所得の比較的低い納税者に租税利益を与えることができる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 橋本彩	4. 巻 1550
2. 論文標題 所得税と相続税の関係	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 70-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本彩	4. 巻 1551
2. 論文標題 先物損失の繰越控除における連年提出要件と更正の請求の可否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 123-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本彩	4. 巻 584
2. 論文標題 我が国における高等教育支出の課税上の取扱い	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税法学	6. 最初と最後の頁 143-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本彩	4. 巻 1531号
2. 論文標題 法定納期限の経過後に源泉所得税の納付義務を成立させる支払の原因となる行為の錯誤無効を主張することの可否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 194-195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本彩	4. 巻 35巻4号
2. 論文標題 混在する信託財産と固有財産に係る滞納処分の適否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 266-269
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本彩	4. 巻 1
2. 論文標題 米国における高等教育支出の費用控除	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信州大学経法論集	6. 最初と最後の頁 153-199
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 橋本彩	4. 巻 578
2. 論文標題 米国における高等教育資金の非課税および税額控除	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 税法学	6. 最初と最後の頁 103-120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 橋本彩
2. 発表標題 裁判例から見る我が国における教育支出の課税上の取扱い
3. 学会等名 日本税法学会第中部地区第1回オンライン研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 橋本彩
2. 発表標題 取消し・解除・無効と税額の修正
3. 学会等名 税務大 令和2年度 第1回税務研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 橋本彩
2. 発表標題 二重利得法
3. 学会等名 第10回構造的社會問題と税制研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 橋本彩
2. 発表標題 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件
3. 学会等名 第869回租税判例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 橋本彩
2. 発表標題 源泉徴収義務と税額の修正
3. 学会等名 日本税法学会第503回中部地区研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 橋本彩
2. 発表標題 法定納期限の経過後に源泉所得税の納付義務を成立させる支払の原因となる行為の錯誤無効を主張することの可否
3. 学会等名 「ペイシスの高度化による法人課税の再生」第3回研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 橋本彩
2. 発表標題 米国における教育資金に対する優遇措置
3. 学会等名 日本税法学会中部地区研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 橋本彩	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 144
3. 書名 教育支出に対する課税問題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関